

## 宇治市保育所等入所選考基準について

### 1. 宇治市保育所等入所選考基準（案）に係る子ども・子育て会議委員のご意見について

宇治市保育所等入所選考基準（案）については、平成 30 年 3 月 19 日（月）に開催しました平成 29 年度第 5 回宇治市子ども・子育て会議にて提示し、この間、委員からご意見をいただきました。

いただいた委員のご意見の内容、ご意見に対する本市の考え方及び入所選考基準（案）の修正の有無については、下記のとおりです。

区分	ご意見の内容	ご意見に対する本市の考え方	修正の有無
1. 基本点数表について	①障害のある子どもの保護者は仕事を探すのが難しいため、就労条件について配慮できないか。	<p>就労要件として、1日4時間以上週4日以上就労が必要ですが、入所申込み児童又はその兄弟姉妹が療育施設に通園している場合は、その通園している日について、1日4時間就労しているものとみなします。たとえば、週に2日通園している場合、週に2日4時間以上の就労をしているのであれば、就労要件を満たします。</p> <p>加えて、「障害者手帳の交付を受けている同居の小中学生以下の兄弟姉妹がいる」場合に調整点数で加点する項目と、同一点数となった場合は「同居の障害児（者）がいる」世帯を優先する項目、今回ご意見を踏まえて追加した、「入所申込み児童が障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている」場合に2点を加点する項目で、一定、配慮しています。障害のある子どもを持つ保護者については、一般の保護者と比較して就労先を見つけることが難しいことは理解できますが、保育所や認定こども園等の施設は、保護者の就労や疾病、親族等の介護・看護等の事由により自宅で子どもを保育することが困難な保護者に代わって保育を行う施設であるので、保育要件を満たしていただかなければならないことについて、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	無し

区分	ご意見の内容	ご意見に対する本市の考え方	修正の有無
	<p>②自営業で事業の内容を証明する書類がない場合は、入所申込み自体を不可にするべきではないか。</p>	<p>自営業者については入所要件確認書類として、自営業申立書を求めています。一方、被雇用者の入所要件確認書類の在職証明書は事業所が証明するものであることから、自営業申立書だけでは証明資料として弱い部分がありますので、この減点項目を設けました。</p> <p>しかしながら、現在の取扱いは自営業申立書の提出しか求めていること、事業内容の証明を自営業者にだけ求めることになると被雇用者との公平性を損なう恐れがあることから、自営業で事業の内容を証明する書類を提出できない場合は入所申込み自体を不可とはせず、基本点数から減点することとしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	無し
	<p>③児童虐待やDV等の項目が、調整点数表にはあるが基本点数表にはない。重要度が高いため、これらの項目は基本点数表に含めるべきではないか。利用者にとっても、適用するハードルが低くなるのではないか。</p>	<p>実際に、児童虐待の恐れがあると認められる場合やDVにより保育を行うことが困難な場合を基本点数表に含めている自治体もありますが、本市においては、それらの世帯全てにおいて、保育所等への入所が必要とは考えていません。</p> <p>当該世帯が、児童虐待やDVを理由に特に保育所等への入所が必要であると認められる場合に、調整点数を加算することとします。そのため、就労していない状況なら、就労誓約書や保育を必要とする申立書をご提出いただき、求職活動として基本点数の要件を満たしていただき、児童虐待やDV等の理由で特に調整が必要と認める場合の調整点数で加点し、利用調整を行いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	無し
2. 調整点数表について	<p>④家計の主宰者がリストラや倒産、疾病等で急に働けなくなった場合の配慮はあるのか。</p>	<p>このような場合は、申立書等の提出書類で状況を申立てていただき、それを踏まえて、調整点数の「その他福祉事務所長が特に調整が必要と認める場合」の★の項目で調整するかどうか判断することになります。</p>	無し

区分	ご意見の内容	ご意見に対する本市の考え方	修正の有無
	<p>⑤所得の高い世帯は△1～△3点程度減点してもよいのではないか。</p>	<p>所得の低い世帯の方が、所得の高い世帯より就労の必要性が高いはずなので、保育所等への入所を優先すべきであるという意見については、一定理解できる部分はありますが、所得の高い世帯だからといって、保育所等に入所できないことにより、仕事を継続できず辞めざるを得なくなるといった事態は適切ではありません。また、世帯によって扶養人数が異なる等の理由から、単純に所得の多寡で優先順位付けは行えないと考えます。</p> <p>そのため、基本点数や調整点数では世帯の所得の多寡によって優先順位付けしませんが、「3. 同一点数となった場合の優先順位」に市民税所得割額の低い方を優先する項目を設けており、基本点数と調整点数の合計が同点となった際の優先順位付けの最終的な判断材料としますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	無し
	<p>⑥入所申込みする児童に障害がある場合の調整点数の項目はないが、ある方が良く、ある方が悪いと思う。一律の点数にはならないことはわかるが、入所選考基準(案)の内容では配慮が伝わりにくいかもしれない。</p>	<p>ご意見を踏まえまして、「入所申込み児童が障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている」場合に2点を加点する項目を追加しました。併せて、点数配分を考慮し、「障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている就学前の兄弟姉妹がいる」場合の点数を2点、「障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている小学生の兄弟姉妹がいる」場合の点数を1点に変更しました。</p>	有り
3. その他	<p>⑦待機児童対策として「保護者が保育士・保育教諭として、保育施設で就労する」への加点を行うより、</p>	<p>ご意見のとおり、保育士等の不足が全国的な課題となっています。</p> <p>国は、保育士の人材確保に向けて、保育士の人材育成、就労継続支援、再就職支援、職場環境改善を図るため、保育補助者の雇上げ支援や保育士資格の取得支援などさまざまな施策を展開しています。また、保育</p>	無し

区分	ご意見の内容	ご意見に対する本市の考え方	修正の有無
	<p>保育士等の働き方、待遇（賃金、労働時間）の改善を行う、それを広く周知することが有効ではないか。</p>	<p>士等の賃金についても、平成 29 年度からは、経験・技能に応じた処遇改善の制度が創設され、引き続き改善が図られているところです。</p> <p>この調整点については、保育士等の子どもを優先的に保育所等へ入所調整することで、保育士等の人材確保、育成や就業継続を図り、待機児童対策への総合的な効果を期待して加点するものでありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	

## 2. 今後の予定について

入所選考基準については、本日の子ども・子育て会議の中で改めて審議いただき、その意見等を踏まえて、本市として確定する予定です。

確定後は、宇治市ホームページ、市役所保育支援課窓口等で公表し、平成 30 年 12 月頃に実施予定の平成 31 年度保育所等一斉入所申込みの入所選考から適用する予定です。